

和歌山市 子ども総合支援センターのしごと

和歌山市子ども総合支援センター
森田 ゆかり

子ども総合支援センター

どこにあるの？



和歌山市内在住の18歳未満の子ども・保護者を対象に、教育と福祉の分野から様々な相談に応じる機関として平成22年4月に設置。

- 子どもが言うことをきかない
- 子育てに悩んでいる
- 子どもにイライラする
- これってしつけの範囲？
- 虐待ではないかと心配なことがある
- 学校へ行かない、行けない
- 里親について知りたい

等、さまざまな相談に応じます。

事業の内容

- ショートステイ・トワイライトステイ事業（一時預かり）
- 助産施設入所に関すること
- 母子生活支援施設に関すること
- 養育支援訪問事業
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関
- 前向き子育てプログラム（トリプルP）
- 里親制度の普及に関すること
- 不登校の子どものための適応指導教室（ふれあい教室）
- 日本語指導のサポート

令和2年1月

子ども家庭総合支援拠点を設置予定！

すべての子供とその家庭及び妊産婦を対象に、市民に最も身近な相談機関として、よりよい型の支援を充実します。福祉・保健・医療、教育の関係機関で連携を強化します。

- 子供に関する相談
073-402-7830
月曜～金曜
8時30分～17時15分
- 電話相談専門ダイヤル
073-402-7831
月曜～金曜 9時～21時



児童虐待について

児童虐待の定義

児童虐待防止法第2条概要

保護者（親権者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童について行う

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④ネグレクト

児童虐待の定義

①身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど

児童虐待の定義

②性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

児童虐待の定義

③ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする、放っておく。
重い病気になっても病院に連れて行かないなど

児童虐待の定義

④心理的虐待

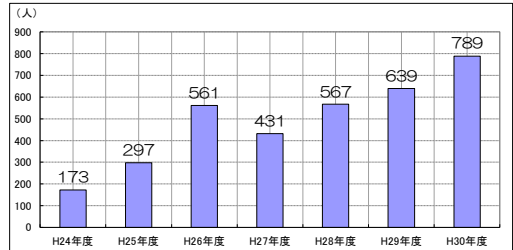
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

児童虐待の通告

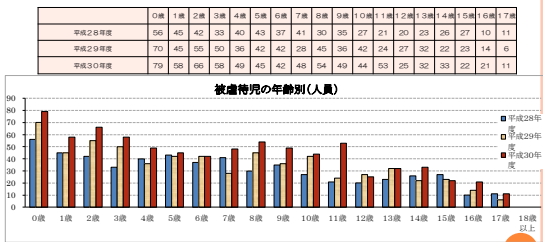
児童虐待防止法第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

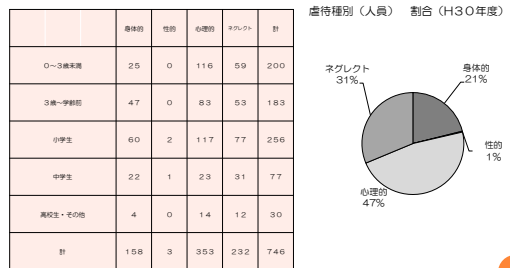
和歌山市での新規虐待相談件数の推移



和歌山市での被虐待児の年齢別人員



和歌山市での被虐待児の年齢・相談種別人員 (平成30年度)



和歌山市での分類別新規虐待相談件数の推移

- 28年度 (546)
身体148、性的6、ネグレクト162、心理230
- 29年度 (627)
身体153、性的1、ネグレクト173、心理300
- 30年度 (746)
身体158、性的3、ネグレクト232、心理353